

事務連絡
令和3年3月8日

各都道府県森林整備保全事業担当部長 殿

林野庁森林整備部計画課長

遠隔臨場に関する試行の実施について

このことについて、別添のとおり直轄事業における遠隔臨場に関する試行の実施について通知したので、御参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、周知をお願いします。

担当：計画課施工企画調整室施工技術班積算基準係

事務連絡
令和3年3月8日

各森林管理局計画保全部長 殿
森林整備部長 殿

林野庁森林整備部計画課長
治山課長
国有林野部業務課長

遠隔臨場に関する試行の実施について

森林整備保全事業の工事現場等における遠隔臨場については、「工事現場等における遠隔臨場の試行について」（令和3年3月8日付け2林整計第605号計画課長通知）において、「工事現場等における遠隔臨場に関する試行要領」（以下「試行要領」という。）を通知したところである。

令和3年度までの試行に当たっては、下記のとおり実施することとしたので、適切に対応されたい。

記

1. 対象工事

対象工事は各森林管理局等が発注する工事のうち、「段階確認・材料確認又は立会を映像確認できる工種」及び「本試行要領を実施可能な通信環境を確保できる現場」とし、特に以下の条件にあてはまるものが望ましい。

- ・工事現場が遠隔地等にあり、立会等を実施するに当たって発注者が施工現場との往復に多くの時間を要する工事
- ・立会頻度が多い工事

2. 試行件数

各森林管理局において10件程度を目標に、発注者が対象工事を指定して試行実施する。

ただし、試行要領の目的に合致し、受注者との調整により試行件数が10件を超える場合は、各森林管理局の判断で実施して構わない。

3. 試行方法

(1) 新規発注工事

試行の実施に当たり、その旨、特記仕様書に記載する。

(2) 施工中の工事

- ア) 1. 対象工事に合致する工事については、受注者と協議の上、試行可能の回答が得られた場合、設計変更により試行対象とするものとし、その旨、特記仕

様書に追記する。

イ) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として実施する場合は、設計変更により試行対象とするものとし、その旨、特記仕様書に追記する。

4. 特記仕様書

対象工事とする場合は、特記仕様書に試行要領に基づく「遠隔臨場試行工事」であることを明記する。

【記載例】

遠隔臨場試行に関する特記仕様書

本工事は、「工事現場等における遠隔臨場に関する試行工事」（以下「本試行工事」という。）であり、その実施に当たっては次によるものとする。

1 実施方法

本試行工事は、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して、段階確認、材料検査、立会等の遠隔臨場を行うものである。なお、遠隔臨場の実施に当たっては、「工事現場等における遠隔臨場に関する試行要領」（以下「試行要領」という。）によるものとする。

2 効果把握のためのアンケート調査

本試行工事の効果の検証、課題の抽出等を行うため、試行要領に基づき実施した工事の受注者を対象にアンケート調査を発注者が求めた場合は協力するものとする。詳細は監督職員の指示によるものとする。

5. その他

現時点では遠隔臨場の取組に係る技術的な蓄積が少ない状況であることを踏まえ、今後の遠隔臨場の本格的導入に向けた検討に資するため、取組の過程で問題等が生じた事例について、随時林野庁担当者に報告すること。

担当：計画課 施工技術班 積算基準係
治山課 施設実行班 地すべり係
業務課 災害対策分析官、森林土木専門官